

○埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例及び執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（傍線部分は、改正部分）  
 （第一条関係）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>埼玉県本人確認情報等の利用及び提供に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）<u>第三十条の六第四項の都道府県知事保存本人確認情報（第四条において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）及び法第三十条の四十一第四項の都道府県知事保存附票本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報等」と総称する。）</u>の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第二条 県は、都道府県知事保存本人確認情報等の利用及び提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第三条・第四条 （略）</p> <p>（本人確認情報等の利用に係る事務）</p> <p>第五条 法第三十条の十五第一項第二号及び<u>第三十条の四十四の六第一項第二号</u>の条例で定める事務は、別表第二に掲げる事務とする。</p> <p>（本人確認情報等を提供する知事以外の執行機関及び事務）</p> <p>第六条 法第三十条の十五第二項第二号<u>及び第三十条の四十四の六第二項第二号</u>の条例で定める知事以外の県の執行機関（次条において「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第三のとおりとする。</p> <p>（知事以外の執行機関への本人確認情報等の提供方法）</p> <p>第七条 知事が行う法第三十条の十五第二項第二号<u>及び第三十条の四十四の六第二項第二号</u>の規定による都道府県知事保存本人確認情報等の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）<u>第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）</u>の利用及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（県の責務）</p> <p>第二条 県は、都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第三条・第四条 （略）</p> <p>（本人確認情報の利用に係る事務）</p> <p>第五条 法第三十条の十五第一項第二号の条例で定める事務は、別表第二に掲げる事務とする。</p> <p>（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）</p> <p>第六条 法第三十条の十五第二項第二号の条例で定める知事以外の県の執行機関（次条において「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第三のとおりとする。</p> <p>（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）</p> <p>第七条 知事が行う法第三十条の十五第二項第二号の規定による<u>都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。</u></p>

改正案	現 行
<p>一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に<u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>を送信する方法</p> <p>二 規則で定めるところにより、知事から<u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法</p> <p>（本人確認情報等の利用及び提供の状況の公表）</p> <p>第八条 知事は、毎年度、知事が行う<u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>の利用及び提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p> <p>第九条 （略）</p> <p>別表第一～別表第三（略）</p>	<p>一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>を送信する方法</p> <p>二 規則で定めるところにより、知事から<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を知事以外の執行機関に送付する方法</p> <p>（本人確認情報の利用及び提供の状況の公表）</p> <p>第八条 知事は、毎年度、知事が行う<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>の利用及び提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p> <p>第九条 （略）</p> <p>別表第一～別表第三（略）</p>

(第二条関係)

改正案	現 行												
執行機関の附属機関に関する条例	執行機関の附属機関に関する条例												
<p>第一条～第六条 （略）</p> <p>別表第一 （略）</p> <p>別表第二（第二条関係） 知事の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法設置附属機関</th> <th style="text-align: center;">附属機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合</td> <td>埼玉県本人確認情報等保護審議会</td> </tr> </tbody> </table>	法設置附属機関	附属機関名	(略)	(略)	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合	埼玉県本人確認情報等保護審議会	<p>第一条～第六条 （略）</p> <p>別表第一 （略）</p> <p>別表第二（第二条関係） 知事の附属機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法設置附属機関</th> <th style="text-align: center;">附属機関名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会</td> <td>埼玉県本人確認情報保護審議会</td> </tr> </tbody> </table>	法設置附属機関	附属機関名	(略)	(略)	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会	埼玉県本人確認情報保護審議会
法設置附属機関	附属機関名												
(略)	(略)												
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項（同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合	埼玉県本人確認情報等保護審議会												
法設置附属機関	附属機関名												
(略)	(略)												
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会	埼玉県本人確認情報保護審議会												

改正案		現 行	
合を含む。)に規定する本人確認情報及び附 票本人確認情報の保護に関する審議会			
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三 (略)		別表第三 (略)	

(第三条関係)

改正案		現 行	
執行機関の附属機関に関する条例		執行機関の附属機関に関する条例	
第一条～第六条 (略)		第一条～第六条 (略)	
別表第一 (略)		別表第一 (略)	
別表第二 (第二条関係)		別表第二 (第二条関係)	
知事の附属機関		知事の附属機関	
法設置附属機関	附属機関名	法設置附属機関	附属機関名
(略)	(略)	(略)	(略)
住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一 号) 第三十条の四十第一項 (同法 <u>第三十条の 四十四の十三</u> において読み替えて準用する場 合を含む。)に規定する本人確認情報及び附 票本人確認情報の保護に関する審議会	埼玉県本人確認 情報等保護審議 会	住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一 号) 第三十条の四十第一項 (同法 <u>第三十条の 四十四の十二</u> において読み替えて準用する場 合を含む。)に規定する本人確認情報及び附 票本人確認情報の保護に関する審議会	埼玉県本人確認 情報等保護審議 会
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第三 (略)		別表第三 (略)	